

墓地行政に関する運用実態等調査報告書

平成29年6月

二宮町都市部生活環境課

1. アンケート回収状況

【回収状況】

配布数：52票

回収数：43票

回収率：82.7%

※ 報告書中の表記

本報告書では、集計結果の数値を小数点以下第2位で四捨五入している。そのため、各回答の合計が100%に一致しないことがある。

なお、複数回答の設問については、回答比率の合計が100%を超える。

2. 設問別調査結果

1. 墓地行政に関する事務実施にかかる人員、処理時間等について

(1) - 1 墓地の整備に関する許可申請（新規、変更・廃止）の有無等についてお答えください。

〈①墓地整備（新規）の許可申請について〉

図1-1-1

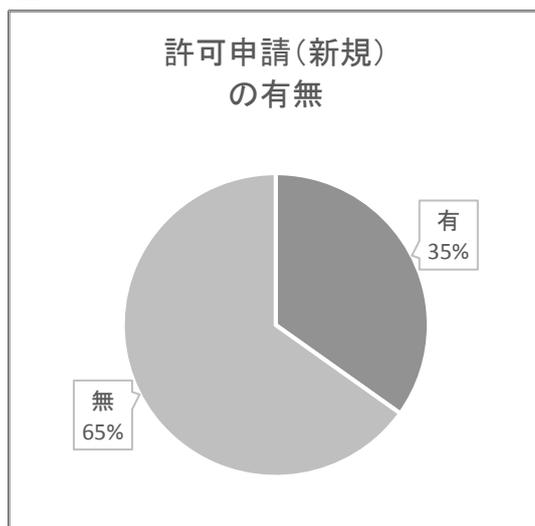


図1-1-2

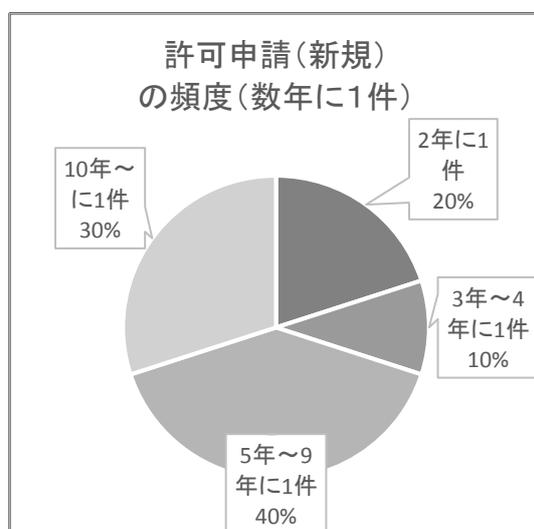
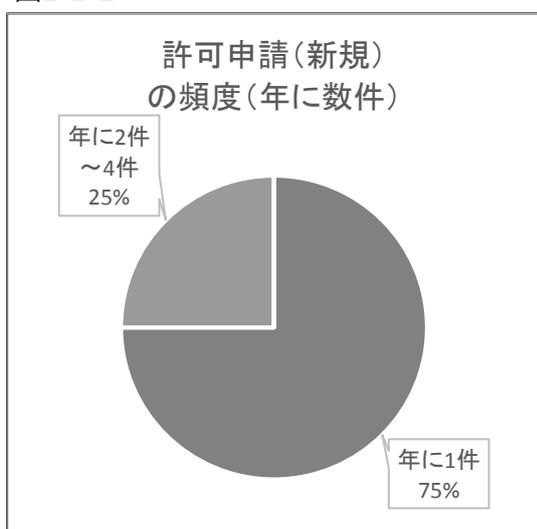


図1-1-3

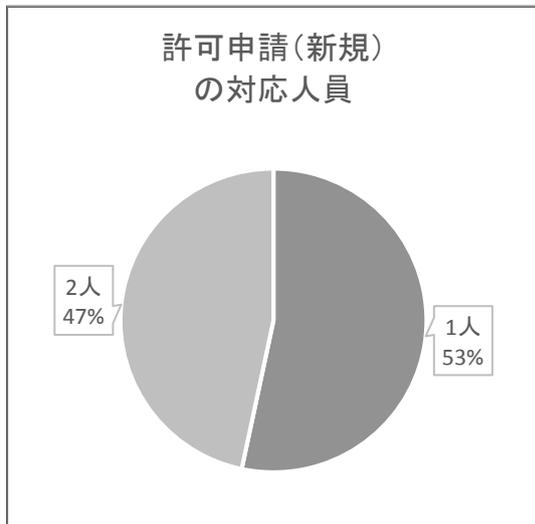
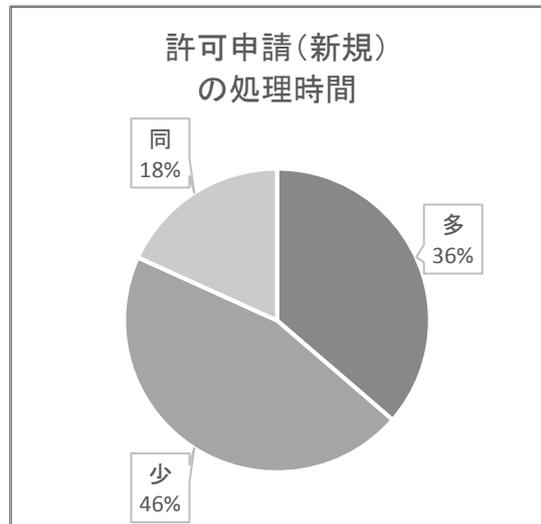


図1-1-4



※神奈川県標準処理時間比(25時間/1件)

〈①墓地整備(変更・廃止)の許可申請について〉

図1-2-1

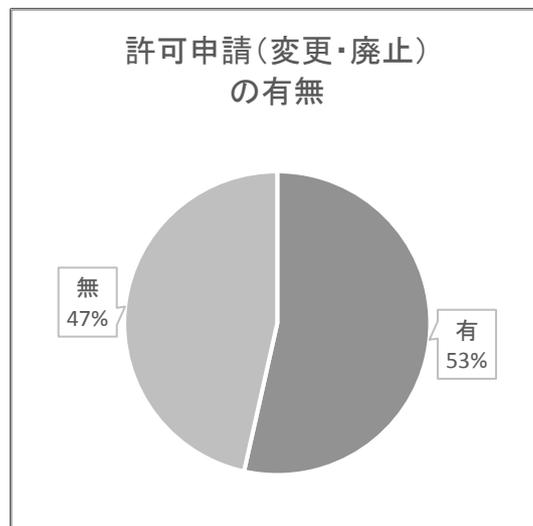


図1-2-2

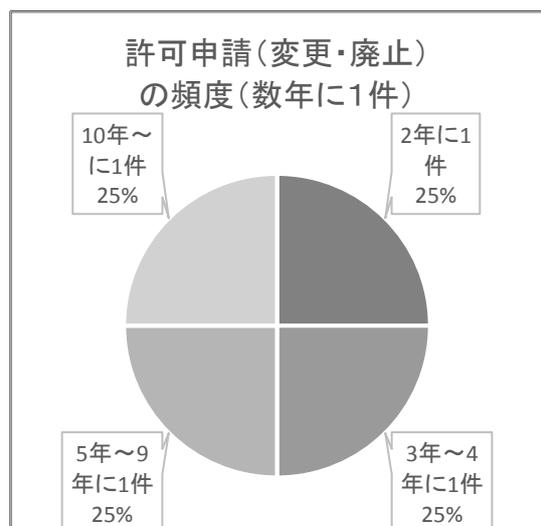
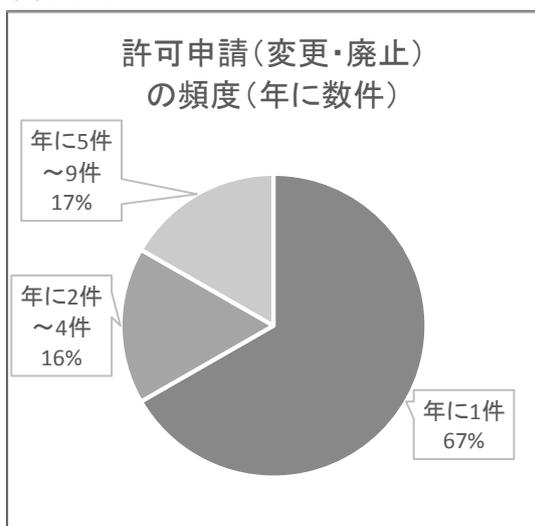


図1-2-3

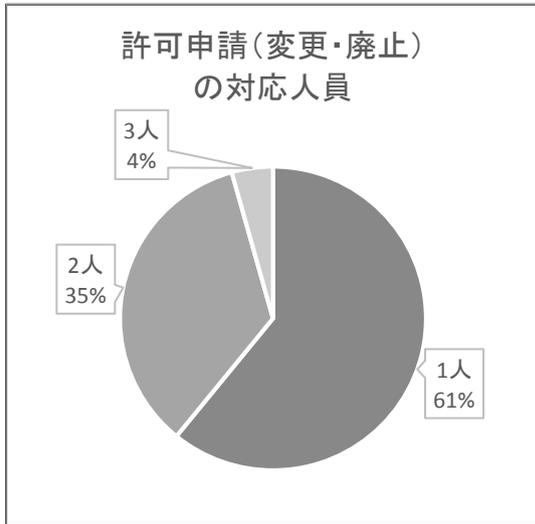
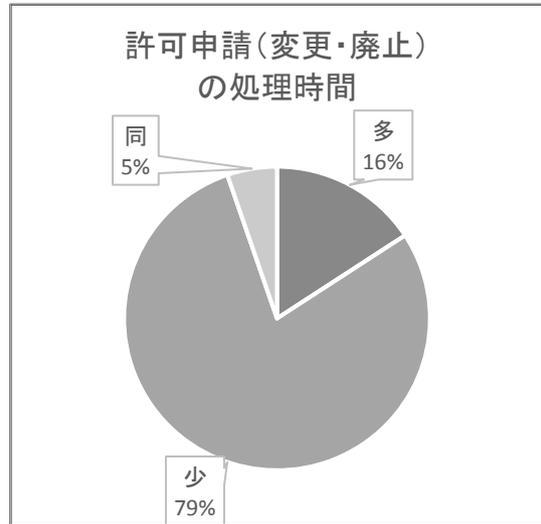


図1-2-4

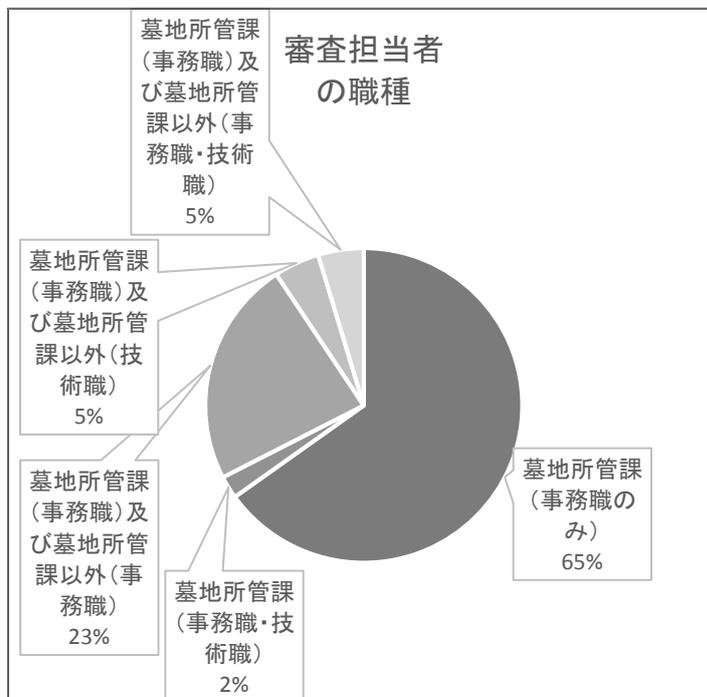


※神奈川県標準処理時間比(15時間/1件)

(1) - 2 墓地の整備に関する審査の担当者の職種についてお答えください。(複数選択)

〈墓地整備の審査担当者の職種〉

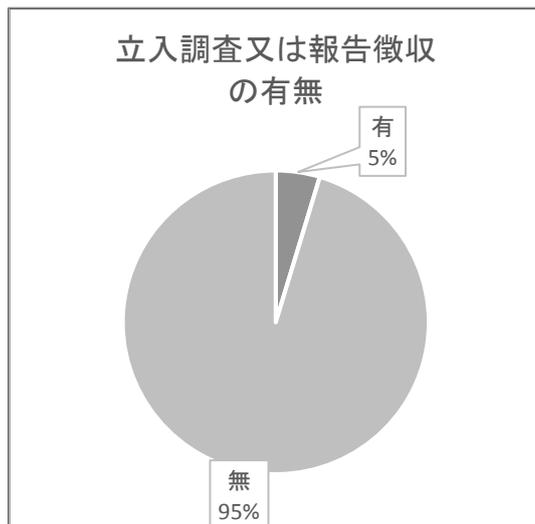
図1-3-1



(2) 墓地の管理に関する対応の有無等についてお答えください。

〈立入調査又は管理者からの報告徴収の対応の有無等〉

図1-4-1



〈使用制限等の命令の対応の有無等〉 ⇒ 回答をいただいた43市町すべてが対応していない。

※ 図1-5はなし。

(3) 墓地の相談に関する対応の有無等についてお答えください。

〈墓地相談の対応の有無等〉

図1-6-1

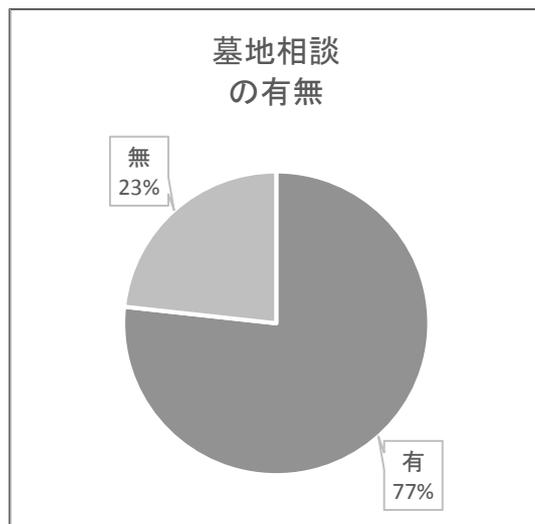


図1-6-2

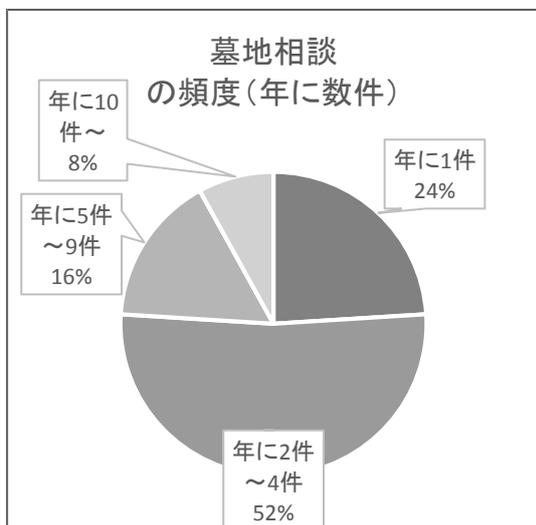
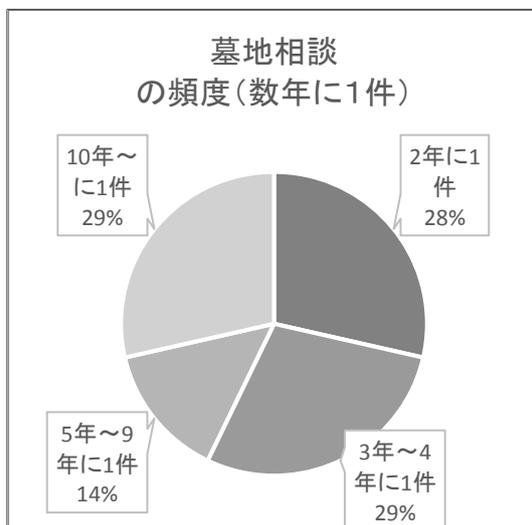


図1-6-3

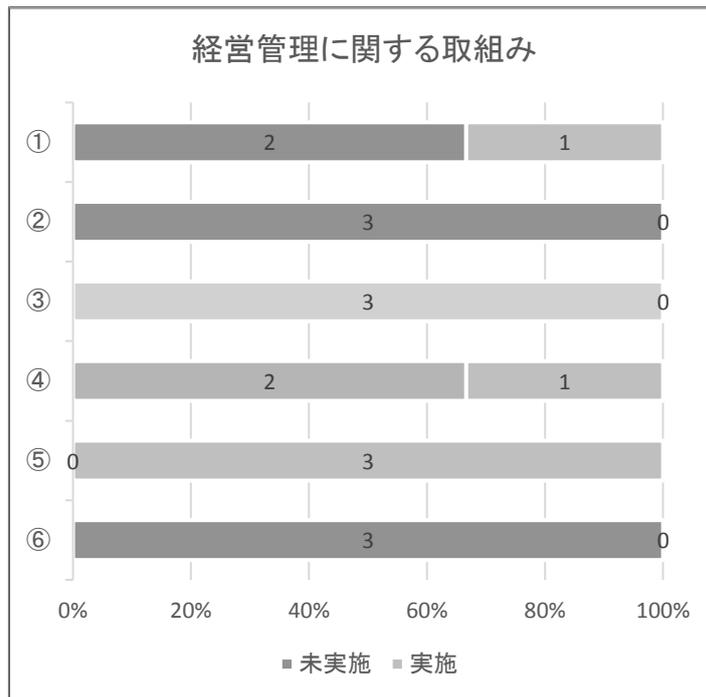


2. 墓地行政に関する取組み等について

(1) 墓地経営の許可及び許可後の経営管理に関する取組みの実施の有無等についてお答えください。

〈墓地経営の許可及び許可後の経営管理に関する取組みの実施の有無〉

図2-1-1



No.	項目	未実施	実施
①	名義貸しが行われていないことの確認を行っている。	2	1
②	許可後の経営状況の把握として積極的かつ計画的に報告徴収を行っている。	3	0
③	任意の立入調査を活用して経営状況の把握の効果を上げている。	3	0
④	中長期的な経営の見通し、過度な負債について確認している。	2	1
⑤	墓地の現場を見る、利用者の話を聞くなどにより、契約内容に反するような不適切な経営管理が行われていないか確認している。	0	3
⑥	その他	3	0

その他事項について

・積極的な情報収集等はありません。なお、墓地整備の計画がある場合には、町の各担当からの指導事項を通知するとともに、地域住民への誠意ある対応を求めています。

(2) 個人、共同墓地に関する墓籍簿等の管理に係る現況調査の実施の有無等についてお答えください。

図2-2-1

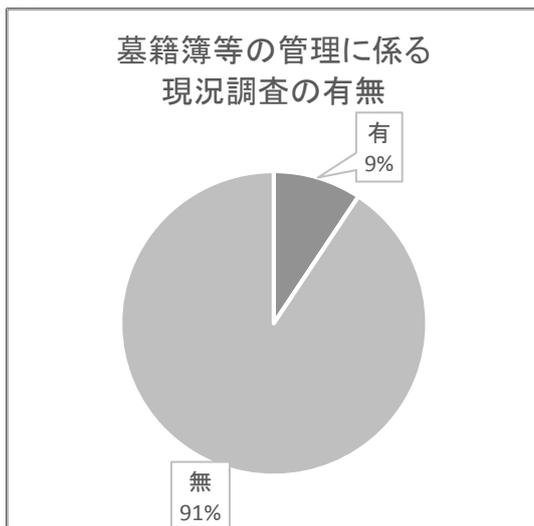


図2-2-2

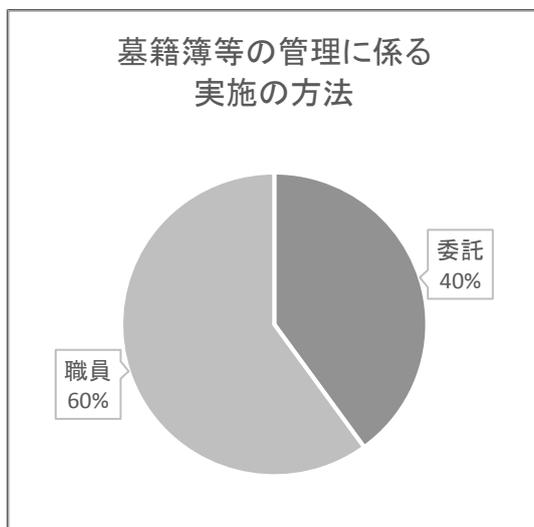
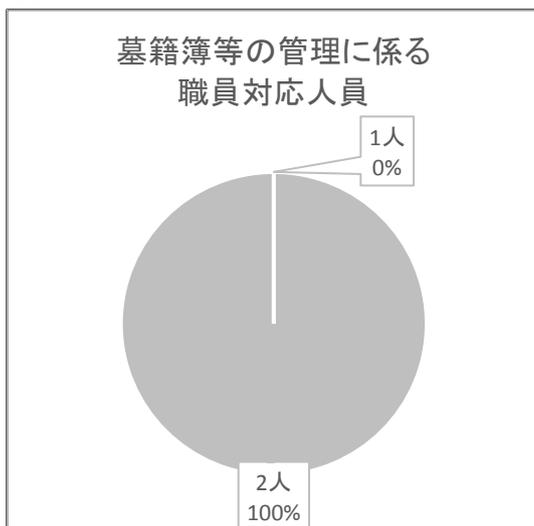


図2-2-3

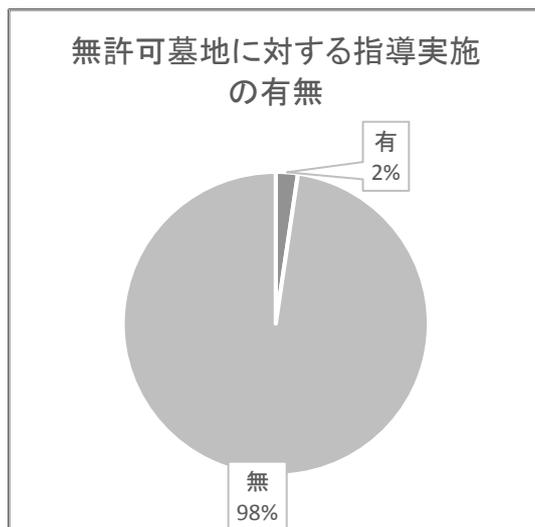


※職員で対応しているところすべてが2人体制をとっており、処理時間に回答があったものでは250時間程度の作業を要している。

(3) 無許可の墓地に対する指導の実施の有無等についてお答えください。

〈無許可の墓地に対する指導の実施の有無〉

図2-3-1



「あり」と答えた場合の詳細な指導方法等について

・聞き取り調査、現地調査を行い、その結果により是正を行う。

3. 墓地行政を運営する上での費用について

(1) 権限移譲後から現在に至るまでの間で必要となった費用の有無等についてお答えください。

【主な計上費】

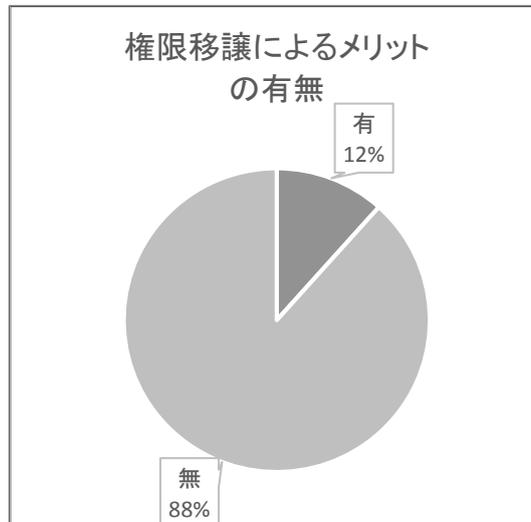
No.	臨時		恒常	
	①	墓地台帳整備（委託）	5,198 千円	財務状況審査委託
②	〃（委託）	8,694 千円	墓地台帳システム賃貸借	168 千円
③			紙・人件費	- 千円

4. 墓地行政に関する権限移譲の実態について

(1) 権限移譲のメリットのひとつとして「墓地等に関する基準設定等の自由度が高くなること」が考えられますが、移譲を受け、実際にそのメリットを得ることができたかについてお答えください。

〈権限移譲のメリットの享受の有無〉

図4-1-1



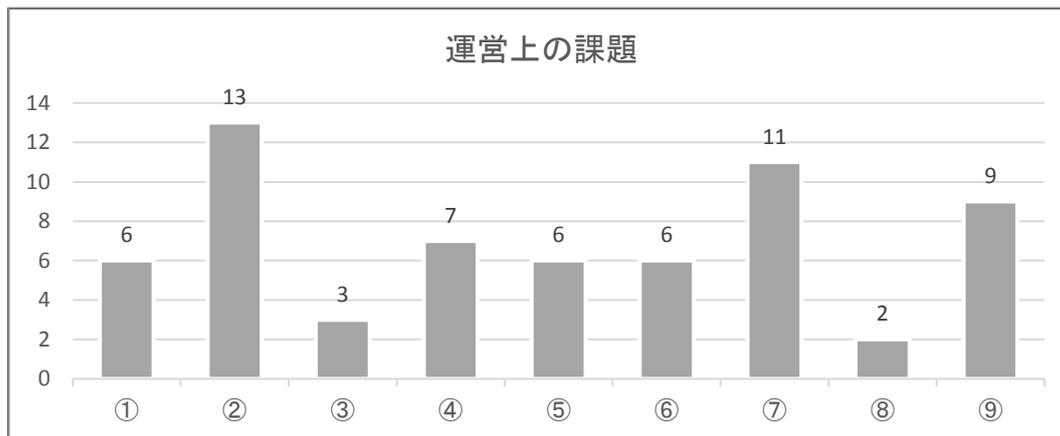
「あり」と答えた場合、その他のメリット

- ・ 宗教法人による墓地等の経営は、町内の宗教法人に限定することとしたため、無秩序な墓地経営を抑制することができた。
- ・ 墓地条例等の制定により、墓地経営の新規参入について、制限が可能となった。
- ・ 条例制定時に、当町の考え方を十分に反映させる内容で制定できたため、墓地条例について現在までは問題なく推進できています。条例制定による大きなメリットとしては、新規法人が新たに墓地経営をすることがほぼ不可能となる内容のため、地域の居住環境の保持、自然環境の保護、町の景観維持のために有効であった。また、本町内に存在する墓地の多くは個人墓地であり、変更の取り扱い時には申請から許可まで一貫して町で対応が可能となったため、事務処理時間の短縮につながり、住民サービスの質は向上した。
- ・ 本市の実情に応じた内容の条例、規則、審査基準に改正し施行することができた。

(2) 墓地行政を運営する上での課題の有無についてお聞きします。

〈墓地行政を運営する上での課題の有無〉

図4-2-1



No.	項目	課題
①	墓地の需給状況、町民のニーズ等の把握が必要である。	6
②	県が把握している墓地等と現存墓地等は、乖離している可能性が高く、移譲後の対応に苦慮しているため、既存墓地等の実態調査が必要である。	13
③	無縁化が進み個人や共同墓地の相談等も増えており、対応に苦慮している。	3
④	宗教法人の財務状況の確認に専門的な知識が必要であり、専門知識を持つ人材確保が難しい。	7
⑤	土木（図面等の審査）、財務、紛争等、専門性が高いため、専門職員の配置又は第三者委員会（財務審査委員会等）の設置等を検討する必要がある。	6
⑥	財務負担が生じている。	6
⑦	担当職員が不足している。	11
⑧	墓地等の整備と密接な関係がある開発や農地転用の権限を有しないとまちづくりの方向性が定まらない。	2
⑨	その他	9

【特記事項】 ※裏面に続く

- ①：既に町内に整備されている墓地にも空きが存在している状況もあり、新設の必要性について疑問を抱く住民も多いと認識している。
- ②：権限移譲時に県より提供を受けた墓地台帳が古く経営者が代替わりをしており、現況を把握しなければならないが他業務と兼務で事務執行しているため廃止等の申請があった時でしか把握できないのが現状である。
- ②：個人墓地について、権限移譲された時点で墓地台帳に記載の経営者が亡くなっている場合が多くあり、必要な手続き（廃止、経営許可申請）を行うよう関係人に指導しているが、相続が確定しない等の理由により、手続きが進まない事例がある。
- ②：墓地台帳の情報も古いものが多く、登記簿や聞き取り調査を行い実態調査を行った。個人墓地に限定した調査であったが、全約700件ほどを2年かけて調査した。
- ③：無縁化によるものではないが、樹木葬等の現代的な相談等には苦慮すると想定される。

【特記事項】※特記事項の続き

- ⑤：関係各課の担当者による検討部会のような組織の設置が重要になると考えている。墓地の相談があった場合、各担当者への意見照会（協議）により、情報を共有することとしている。
- ⑦：職員数が少ない場合には、様々な業務を兼務することから、専門的な知識を持っている職員の配置が重要になると考えている。
- ⑦：主担当が1人、副担当を課長が務めている状況で、年に1～2件の案件とは言えども負担は大きい。
- ⑦：墓地に係る事務処理や相談の件数が少ないため、知識が不十分な状態で対応しなければならない状況となってしまっている。
- ⑦：環境の保全に関すること全般を担当しているため、問題が発生してから一から勉強し対応していくため、事務処理の正確性に不安が残ることや、他業務の遅延につながりやすい。
- ⑨：事務機会が少なく、ノウハウを取得できない。
- ⑨：墓地条例の誤った解釈により、近隣市の宗教法人が町に墓地の経営許可を申請しようとする事例に苦慮した。
- ⑨：宗教法人が運営する墓地について、区画数等調査が進んでいない。
- ⑨：8年に1件程度の事務であるため、判断に窮し、その都度県に相談している。
- ⑨：絶対的な業務量が少ないため、引き続き等の際に必要な知識が継承されず薄れてしまっている。
- ⑨：申請件数が数年に1件程度しかなく、その間、担当者も変わるため申請時の窓口対応に苦慮する。

5. その他事項

【その他】

- ・墓地等の経営許可に関する審査基準や経営許可に関する指針の設定が重要になると考えている。また、指導権限等に伴う専門的知識等を身につける必要があり、対応に苦慮する面があると考えている。
- ・メリットなし。問合せ等様々対応により事務負担が増える。
- ・権限移譲後の研修等がない中で事務処理を行っているため苦慮している。そのため、権限移譲時だけでなく移譲後の県によるフォローが不可欠であると考えている。
- ・許可の基準については県から引き継いだ県と同様の基準を準用している。許可基準の見直しを行うには高度な専門知識と経験が求められ、それだけの職員を墓地のみの事務にあてられない。また、墓地の許可事務等は数年に1回程度であるため、相談がある度に許可の基準、手続きを確認する必要があり、非常に不合理である。墓地の事務など専門知識と経験が求められる事務に関しては、県が実施すべきであると感じている。移譲を受けたことで地域住民、町にメリットのあるものはほとんどない。
- ・過去の県の環境衛生監視員の研修資料に「窓口での暴行又は暴力的威嚇などの違法・不当な反社会的手段による職員への不正な利益を要求する不当行為である行政対象暴力に至るケースも見受けられる」との記載があるとおおり、対応に苦慮することがある。不当要求に対応するには、条文根拠が必要になるため、条例を制定する際には、県条例をそのまま流用するのではなく、町独自で基準など細かく設定する必要がある。なお、墓地の相談については、2名で対応し、相手から回答を求められた場合、法制担当に必ず相談し、文書で回答するようにしている。
- ・事業者側が弁護士を代理人として対応してくる場合があり、非常に慎重な対応が必要となるので、事あるごとに、顧問弁護士に相談の上、対応するようにしている。
- ・権限移譲後、許可申請は1件であり、初めての事例であったため事務処理に相当の時間を要した。